



## 決算書が会社の顔となる。

### 「男前の決算書」「美人の決算書」

業務部長 山崎 和典



決算書(財務資料)は、会社の経営財務状況を表す重要資料である点は、言うまでもない。

最近、以前にも増して「決算書数値」が、そのまま、会社の評価を決める資料となる場面が多くなってきていると思う。

都市銀行が、中小企業への「資金貸付商品」として、盛んにアピールしている「ビジネスローン」では、過去2期分の決算書数値をコンピューターが評価し、その評点が貸出金額・利率等の融資条件となる。

建設業では、「経営事項審査(経審)」において、経営状況分析(Y評点)が、決算数値そのもので評点づけされる。この評点が、入札条件の優劣となる。また、ネット上で評点は自由に閲覧できる為、会社の信用調査にも使われる。

帝国データバンク、東京商工リサーチ等、信用調査会社での各企業評点も、決算書数値そのものである。ネットで簡単に見られる為、取引条件の力関係決定に使われかねない。

以上3例を取ってみても、決算書数値が、益々、企業評価そのものとして扱われる場面が多くなってきていると思う。

長引く経済情勢の厳しさ、不透明感より、企業取引における与信管理が重視され、ネット等情報入手の多様性、安易性が後押しするように、数値そのものが企業評価という傾向が強くなっている。

大手企業はともかく、我々中小企業では、数値に表れない、経営者の人的背景、会社の持つ潜在能力の優劣等、評価すべき点は多々あると思う。しかし、経済社会の複雑化が、与信管理の複雑化となり、結果、数値という単純評価が主流となっている。

「決算書は過去の結果」という考えもあるが、そうでなく決算書は、会社の将来を左右する要素を、少なからず持っているということである。

当所では3年前より「企業格付シート」を、決算報告会において提示していますが、一般的評価指標として、あまり、重要視していませんでした。しかし今後は、「企業格付シート」を数値結果としての評点をみる為だけでなく、数値評価を上げるには、どのような経営財務戦術、戦略を採ればいいのかを、考える為の資料にできればと思います。

企業活動の結果の評点ではなく、評点を上げるには何をすることが、内外より評価いただける企業活動となるという発想もあると思います。「男前、美人の決算書」を持ち、中身は「風格、品性」を備えた会社創りの一助となれるよう努力したいと思います。

今年も早、後半戦に突入しています。  
「男前、美人の決算書」を、キーワードに  
してみましょう。

## 消費税法の改正点について

今回の改正点のポイントは、次の4点となっています。

- (1) 免税点制度の引き下げ
- (2) 簡易課税制度の適用上限の引き下げ
- (3) 中間申告制度の見直し
- (4) 消費税の総額表示の義務付け

免税点の引き下げとは、今までは年間売上高3千万円以下の事業者については、消費税の納税が免除されていましたが、その年間売上高の基準が1千万円以下まで引き下げられてしまうことです。また、簡易課税制度の適用を受けることができる売上高についても、年間売上高2億円以下であったものが5千万円以下にまで引き下げられてしまいます。これらの事により、益税が削減されるといわれていますが、事業者にとっては負担増加になることは、間違いありません。



またそれだけでなくこの改正で、意外に大変なのは、(4)の「総額表示の義務付け」のようです。今までは、価格表示については、税抜き・税込みのどちらでも問題はありませんでしたが、この改正により、必ず消費税を含んだ形での表示が要求されます。そのため、店舗内の表示はもちろんのこと、各商品ごとの値札やパンフレット表示まで見直しが必要となります。来年の四月以降のことではありますが、今から対応を考えていく必要があります。

(安田)

## 今年の年金、どこが変わった?

平成15年度の大きな改正ポイントは総報酬制の導入です。総報酬制で何が変わった?

【総報酬制とは】

平成15年から、厚生年金を含む社会保険の保険料の基準は、月収ベースから年収ベースへ改められました。賞与を含む総報酬に対して保険料が算定されることから、これを総報酬制といいます。

【保険料負担、年金給付の不公平がなくなる】

平成15年3月以前の厚生年金の保険料は、給料と賞与で異なる保険料率により計算されていたため、同じ年収でも賞与の占める割合が多い人ほど保険料負担が軽くなるという不公平が生じていました(ただし、賞与についての保険料は、将来の年金額には反映されませんでした)

また、60歳以後も働いて厚生年金に加入している人に支給される老齢厚生年金は、年収が同じでも賞与の割合が多い人ほどカットされる年金が少なく済むといった不公平も生じていました。

こうした賞与の多寡による不公平を解消するため、上記の総報酬制が導入されたのです。

企業にとっては、これからは保険料の負担が重くなっていくのではないのでしょうか。

(森)

## 少額減価償却資産が変わった!



固定資産については10万円未満のものは初年度に全額を費用計上してもいいという取扱いでした。

今回の改正では中小企業(資本金1億円以下)について、平成15年4月1日から平成18年3月31日までに、30万円未満の減価償却資産を取得した場合にも全額損金算入(即時償却)できるようになりました。

これにより、中小企業では3通りの固定資産の処理方法が並存することになり選択が複雑になっています。

まとめてみますと以下ようになります。

- (a) 減価償却 ... 30万円以上 (通常の減価償却)
- (b) 一時償却 ...
  - 10万円未満 (従来型)
  - 30万円未満 (新型・期間限定)
- (c) 一括償却 ... 10万円以上20万円以下 (3年間で均等償却)

なお、少額資産に該当するかどうかは、一個、一組又は一そろいごとで判定します。また、少額減価償却資産の取扱いを適用して損金算入できるのは、その資産を「事業の用に供した」時点です。

(小林)

## 編集後記

産経新聞が東京発行の朝刊にマイナスイオンが発生する紙面を使って発刊したとの事です。

森林などに多く発生し、心身にリラックス効果のあるマイナスイオン。景気が低迷、明るい話題も少ないこの頃ですが、高付加価値商品(薄型テレビ・デジカメ等)の売れ行きは好調だとのこと...

「自社の強み」をもう一度見直してみませんか?

今回の作成は業務二課が担当しました。(辻村・長沼隆伸)

